

定 款

ムーンバット株式会社 定 款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、ムーンバット株式会社と称し、英文では MOONBAT CO.,Ltd. と表示する。

第2条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 洋傘・洋品雑貨・毛皮・時計・宝飾品・アクセサリー・皮革製品・帽子・手袋・靴・その他アクセントファッション商品類の企画開発ならびに販売
2. 衣料品の企画、開発、販売および輸出入
3. 前各号商品の原材料の売買
4. 自転車・スポーツ用品の企画、販売および輸出入
5. 香水・化粧品・石鹸等の美容用品の企画、販売および輸出入
6. 家具・室内装飾品の企画、販売および輸出入
7. 日用雑貨品の販売および輸出入
8. 不動産の賃貸借および管理
9. 美術品の輸入および販売
10. 倉庫業
11. 前各号に附帯または関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を京都市に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第11条（招 集）

定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 14 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 15 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 17 条（員 数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

- ②当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第 18 条（選任方法）

取締役は、株主総会の決議により選任する。

ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条（任 期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 20 条（補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間）

補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

②取締役社長は、当会社を代表する。

③代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

第 22 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

②取締役社長に欠員または事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

第 26 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第 27 条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結するこ

とができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第28条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

第29条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 計 算

第30条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第31条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第32条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第33条（配当金の除斥期間等）

剰余金の配当が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

②前項の剰余金の配当には利息を付けない。

（平成3年6月27日改定）

（平成5年6月29日改定）

（平成6年6月29日改定）

（平成7年1月27日改定）

（平成8年6月27日改定）

（平成10年6月26日改定）

（平成14年6月27日改定）

(平成 15 年 6 月 27 日改定)

(平成 16 年 6 月 29 日改定)

(平成 18 年 6 月 29 日改定)

(平成 21 年 1 月 5 日改定)

(平成 21 年 6 月 26 日改定)

(平成 23 年 6 月 29 日改定)

(平成 27 年 6 月 26 日改定)

(平成 28 年 6 月 29 日改定)

(令和 4 年 6 月 29 日改定)

(令和 5 年 3 月 1 日附則削除)